

誓約書兼同意書

Ver. 20260710

申請者 チェック欄	【 誓 約 事 項 】
☐ 1	本申請書及び添付書類の内容に虚偽その他不正はありません。
☐ 2	補助対象となる補聴器は、交付決定後に購入し、申請者本人が日常生活において使用します。
☐ 3	本申請にあたり、これまで本補助金の交付を受けていません。
☐ 4	申請内容に虚偽その他不正が判明した場合又は補助要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還命令に従います。
☐ 5	補助対象となる補聴器の購入及び使用状況について、市から調査又は報告を求められた場合は、これに協力します。
☐ 6	補聴器購入後の故障、修理、紛失、盗難、破損その他維持管理については申請者の責任とし、市に対して補償、再交付その他の請求は行いません。
☐ 7	私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではなく、また暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

申請者 チェック欄	【 同 意 事 項 】
☐ 1	住民基本台帳により住所、氏名、生年月日等を確認すること。
☐ 2	課税状況、市税等の納付状況その他補助要件の確認に必要な公簿等を閲覧又は確認すること。
☐ 3	医師意見書、補聴器相談医、認定補聴器技能者、補聴器販売事業者その他関係機関に対し、本申請内容について照会し、必要な情報の提供を受けること。
☐ 4	本補助事業の効果検証及び制度改善のため、補聴器の使用状況等について市が実施するアンケートや聞き取り調査等に可能な範囲で協力すること。
☐ 5	本申請により取得した個人情報については、高齢者補聴器購入費補助事業の実施及び補助金交付事務に必要な範囲で利用すること。
☐ 6	補助要件の確認のため必要がある場合は、市が警察その他関係機関に対し、暴力団員等に該当するか否かについて照会すること。
☐ 7	補助要件の確認にあたり、公簿等で確認できない事項について必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
☐ 8	補助金の交付決定以降に補聴器購入店や補聴器の機種等、購入金額に変更が生じる場合は、補聴器の購入前に変更申請書を提出すること。
☐ 9	交付決定後に購入機種を変更し、補助対象経費（補聴器の購入金額）が増額した場合にあっては、補助金額は当初の交付決定を超えて増額されないこと。なお、減額となった場合は、補助金も減額となること。
☐ 10	受領委任払いを利用する場合は、補助金の受領に関する権限を、市と受領委任払いに関する協定を締結した事業者へ委任すること。
☐ 11	受領委任払いを利用する場合は、市が補助金の交付事務に必要な範囲において、協定締結事業者に対し、申請者の氏名、住所、補助金交付決定の内容、補助金額その他必要な情報を提供すること。

令和 年 月 日

石岡市長 宛

私は、上記の内容を確認し、誓約及び同意します。

申請者 氏名